

美唄市営墓地を使用される方へ

●墓地使用料

墓地名	期間	規 格	使用料	貸出できる方
光 珠 内 峰 延	通年	3.3 m ² (1.8m×1.8m)	20,000 円	美唄市民 市外の方で親族が美唄市 民(代理人を定める) 市税を滞納していない方
		4.95 m ² (1.8m×2.7m)	30,000 円	
		6.6 m ² (2.4m×2.7m)	40,000 円	

※進徳・茶志内墓地の貸出しについては要相談してください。

●貸出申請時に必要なもの

- ・「墓所使用許可申請書」及び使用料
- ・「市税確認の同意書」

市では、美唄市墓地条例第6条第1項の規定に基づき、申請の際に市税の納付状況を確認いたしますのでご了承ください。

また、美唄市外の方が美唄市営墓地の新規貸出を申請する際、居住する市町村の「納税証明書」の添付が必要となります。

- ・住民票(申請者、代理人)
- ・委任状(代理人が事務手続き行う場合)

●墳墓等工作物の工事について

- ・工事開始前、「墓所工事施工届」を提出してください。(建立時は設計図の添付)
- ・工事終了後、「墓所工事完了届(解体工事は除く)」と「着工前後の写真」を提出してください。
- ・解体し、更地に戻した後、「墓所使用権返還届」「本人確認証明書等の写し」「着工事前後の写真」の提出となります。
- ・参道(区画外の通路)に板状の敷石やコンクリートブロック等は設置できません。
- ・1年以内にお墓を建ててください。
- ・墓所内工作物等の制限は次のとおりです。
 - (1) 墳墓等の高さは、地盤面から3メートル以下とする。
 - (2) 上屋類、板塀等の施設を設置してはならない。
 - (3) 樹木の植栽をしてはならない。

●納骨

使用者より死体火葬(火葬場使用)許可証又は埋葬許可証を提出してください。使用者が亡くなられた場合は、墓所使用権承継許可申請書の提出が必要です。

●墓の承継手続きについて

墓地使用者が亡くなられた場合等は、「墓所使用権承継許可申請書」と「住民票」を提出し、手数料の納入が必要です。ご親族で相談し承継者を決めてください。

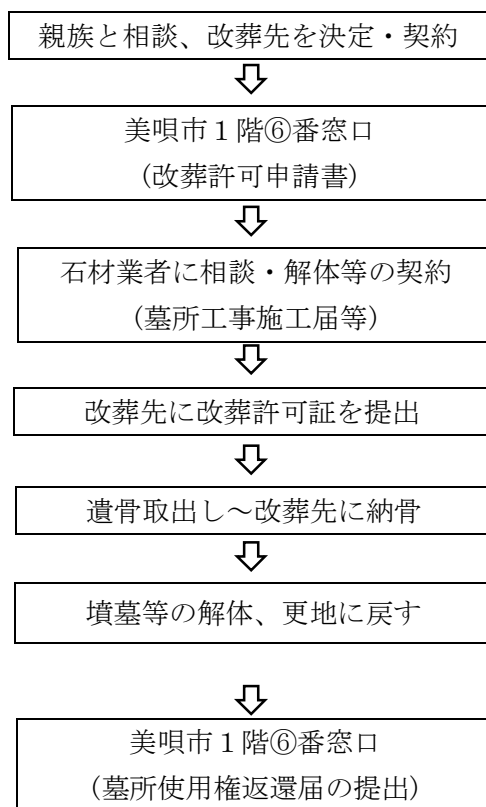
規 格			手数料
1 坪	3.3 m ² (1.8m×1.8m)	3.3 m ² 以内	6,666 円
1.5 坪	4.95 m ² (1.8m×2.7m)	4.95 m ² 以内	10,000 円
2 坪	6.6 m ² (2.4m×2.7m)	4.96 m ² 以上	13,333 円

●遺骨の改葬と区画の返還について

遺骨を別のお墓に移すとき、「改葬許可申請書」を提出し、墳墓等を解体し更地にして

「墓所使用権返還届」を提出してください。改葬許可申請には「本人確認証明書等の写し」の提出が必要です。

【改葬・返還の一例】



●墓地の管理

- ・市では年に数回、墓地内の草刈りを行います。区画の周囲は使用者にて清掃や草刈りをお願いします。
- ・お墓参りの際は、お供え物や骨壺を放置せずお持ち帰りください。また、車を駐車される際は、通行の妨げにならないようご注意ください。
- ・墳墓等に生じた損害について、その賠償の責を負いませんのでご理解ください。

市民部生活環境課環境係

TEL0126-62-3145